

様式第二十一(第三十七条の五関係)

## 管 理 処 分 計 画 書

(一) 譲受け希望の申出をした者で建築施設の部分を譲り受けることとなるもの及び賃借り希望の申出をした者で施設建築物の一部を賃借りすることとなるものに関する事項

[illegible]

(二) 施行者に帰属することとなる建築施設の部分及び施行者に帰属することとなる施設建築物の一部を賃借りすることとなる者に関する事項

| 施 設 建 築 物 の 一 部 |   |        |             |        |        |           |        |             |     | 施設建築敷地の共有持分       |          | 施設建築物の一部を賃借することとなる者 |     | 標準<br>家賃<br>の概<br>算額 | 家賃<br>以外の借<br>家条件の<br>概要 | 建築<br>施設の部<br>分の<br>帰属 | 管 理 処 分 の 方 法          |                                 |     |     |
|-----------------|---|--------|-------------|--------|--------|-----------|--------|-------------|-----|-------------------|----------|---------------------|-----|----------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|-----|-----|
| 専 用 部 分         |   |        |             |        |        | 共用部分の共有持分 |        |             |     |                   |          |                     |     |                      |                          |                        | 譲渡し<br>又は賃<br>貸しの<br>別 | 譲受け<br>人又は<br>賃借り<br>人の決<br>定方法 | その他 | 備 考 |
| 棟               | 階 | 番<br>号 | 床<br>面<br>積 | 用<br>途 | 明<br>細 | 廊<br>下    | 階<br>段 | 昇<br>降<br>機 | その他 | 施設建<br>築敷地<br>の区域 | 共有<br>持分 | 氏名又<br>は名称          | 住 所 |                      |                          |                        |                        |                                 |     |     |
|                 |   |        |             |        |        |           |        |             |     |                   |          |                     |     |                      |                          |                        |                        |                                 |     |     |
|                 |   |        |             |        |        |           |        |             |     |                   |          |                     |     |                      |                          |                        |                        |                                 |     |     |
|                 |   |        |             |        |        |           |        |             |     |                   |          |                     |     |                      |                          |                        |                        |                                 |     |     |

(三) 法第118条の10において準用する法第79条第3項の規定が適用されることとなる者に関する事項

[illegible]

(四) 特定事業参加者に関する事項

[illegible]

(五) (一)の見積額並びに(一)及び(二)の概算額の算定の基準日並びに工事完了の予定時期

(六) 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項

| 公 共 施 設 の 種 類 | 名 称 | 延 長 又 は 面 積 | 区 域 | 土 地 の 帰 属 の 相 手 方 | 備 考 |
|---------------|-----|-------------|-----|-------------------|-----|
|               |     |             |     |                   |     |
|               |     |             |     |                   |     |
|               |     |             |     |                   |     |
|               |     |             |     |                   |     |

(七) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

| 道 路 の 名 称 | 地 上 権 の 明 細 | 地 上 権 の 帰 属 | 地 上 権 の 存 続 期 間 そ の 他 の 条 件 の 概 要 |             | 備 考 |
|-----------|-------------|-------------|-----------------------------------|-------------|-----|
|           |             |             | 存 続 期 間                           | そ の 他 の 条 件 |     |
|           |             |             |                                   |             |     |
|           |             |             |                                   |             |     |
|           |             |             |                                   |             |     |

(八) 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要

| 都市高速鉄道の名称 | 地上権の明細 | 地上権の帰属 | 地上権の存続期間その他の条件の概要 |        | 備考 |
|-----------|--------|--------|-------------------|--------|----|
|           |        |        | 存続期間              | その他の条件 |    |
|           |        |        |                   |        |    |
|           |        |        |                   |        |    |
|           |        |        |                   |        |    |

## 備 考

- 1 この計画書には、各施設建築物の一部の室内仕上げ表を添付すること。
- 2 「明細」欄、「施設建築敷地の区域」欄及び「地上権の明細」欄並びに新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「区域」欄には、「別紙配置設計図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「施設建築物の一部」欄の「その他」欄においては、物置、湯沸室等の各共用部分ごとに、必要に応じて、欄を設けて記載すること。
- 4 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項の「備考」欄には、従前の公共施設の用に供する土地の所有者が国又は地方公共団体である旨を記載すること。
- 5 法第118条の25第2項において準用する法第109条の2第6項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の道路に代えて新たな道路が設置される場合において、従前の道路の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 6 法第118条の25第2項において準用する法第109条の3第5項の規定により定めることとされている地上権の明細及びその帰属並びにその存続期間その他の条件の概要の「備考」欄には、従前の都市高速鉄道に代えて新たな都市高速鉄道が設置される場合において、従前の都市高速鉄道の用に供される土地の所有者が国又は地方公共団体であるときは、その旨を記載すること。
- 7 施行地区内の特定仮換地に対応する従前の宅地若しくはその宅地に存する借地権又は施行地区内の特定仮換地に存する建築物(施行地区内の特定仮換地からの移転建築物等を除く。)について記載するときは、宅地の「所在及び地番」欄には当該宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「地積」欄には当該宅地についての特定仮換地の地積を付記し、借地権の「借地権の目的となつている宅地の所在及び地番」欄には当該借地権の存する宅地についての特定仮換地の番号及び特定仮換地が指定されている旨を、「借地権の目的となつている宅地の面積」欄には仮に当該借地権の目的となつている特定仮換地の面積を付記し、建築物の「所在」欄には当該建築物の存する特定仮換地に対応する従前の宅地の所在を記載し、当該建築物の存する特定仮換地の番号及び当該建築物が当該特定仮換地に存する旨を付記すること。